

「文化・体育活動助成」実施要綱

制定 平成25年4月

改正 令和4年4月1日

公立学校共済組合福井支部

1 目的

教職員の文化・体育活動に対して助成を行い、教職員の自己啓発、活力の増進および親睦を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 文化・体育事業助成

全県下の教職員を参加対象として実施した文化体育的行事等にその事業費の一部を助成する。

3 対象となる事業

(1) 文化・体育事業

- ① 事業が県下一円の教職員の参加を対象にしていること。
- ② 事業が教職員により自主的に運営され、社会通念上、健全な事業内容であること。
- ③ 事業が勤務時間外に行われており、公務従事に支障がないこと。
- ④ 事業運営費において高度な設備、資金が必要とされていないこと。

4 助成金の申請

- (1) 助成金を受けようとする事業者は6月30日までに、「文化・体育活動助成金申請書」(様式1号)、「事業計画書」(様式2号)、「収支予算書」(様式3号)を支部長に提出するものとする。
- (2) 申請書提出後に活動内容および事業内容等の変更(軽微なものは除く。)が生じたときは、支部長にその旨を届け出るものとする。
- (3) 事業内容が本目的に適合すると認めた場合は、事業者に助成の決定を通知するものとする。
- (4) 助成決定を受けた事業者は、当該事業終了後、「文化・体育活動助成金請求書」(様式4号)「事業実施報告書」(様式5号)、「収支決算書」(様式6号)を速やかに支部長に提出するものとする。

5 助成金の交付

- (1) 事業に対する助成金は、当要綱4-(4)に規定する適正な関係書類を受理した日から30日以内に支払うものとする。

【助成金額の基準】

1 事業

1 事業につき、収支予算額の1/5を上限とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。